

平成28年

総務委員会

3月11日

豊明市議会

総務委員会会議録

平成28年3月11日

午前10時00分 開会

午後1時53分 閉会

1. 出席委員

委員長	ふじえ 真理子	副委員長	一色 美智子
委員	清水 義昭	委員	近藤 裕英
委員	後藤 学	委員	三浦 桂司
委員	月岡 修一		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	石川 晃二	議事課長	馬場 秀樹
議事担当係長	水野 美樹	議事課主事	川口 真也

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	行政経営部長	伏屋 一幸
市民生活部長	石川 順一	秘書広報課長	平下 義之
企画政策課長	小串 真美	財政課長	伊藤 正弘
総務防災課長	相羽 喜次	税務課長	松林 淳
市民協働課長	近藤 恒明	市民課長	佐藤 浩一
秘書広報課長補佐	塚田 力	秘書広報課長補佐	堀越 伸江
企画政策課長補佐	小川 正寿	企画政策課長補佐	相羽 敏明
とよあけ創生 推進室長	鈴村 正	総務防災課長補佐	深草 広治
総務防災課長補佐	中野 忠之	税務課長補佐	加藤 健治
税務課長補佐	秋永 亘正	市民協働課長補佐	桑 和弘
市民課長補佐	濱島 司	とよあけ創生 推進係長	川島 康孝
財政担当係長	萩野 昭久		

5. 傍聴議員

郷右近 修 富永 秀一 鵜飼 貞雄 蟹井 智行

宮 本 英 彦
早 川 直 彦
村 山 金 敏

毛 受 明 宏
山 盛 さちえ

近 藤 郁 子
近 藤 善 人

近 藤 千 鶴
杉 浦 光 男

6. 傍聴者

一般傍聴者 2名

午前10時開会

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 皆さん、おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日は、東日本大震災が発生し5年となります。災害発生時間の午後2時46分ごろ、庁舎内に放送が入ります。当市議会としても黙禱をささげたいと思いますので、議員各位におかれましても御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件、24議案でございます。慎重な審査をいただきますようよろしくお願いいたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 議長より挨拶をお願いします。

○議長（月岡修一議員） 皆さん、おはようございます。

総務委員会、議案が多いものですから、質疑はめり張りをつけてわかりやすく、できるだけ御自分の考えを入れられないような質疑に徹していただきたいと思ひますし、当局の皆さんも簡潔にといつもお願いをしますが、質疑をした委員の皆さんが理解できるような、そういった手法を用いて簡潔にしていただければと思ひますので、ぜひともよろしく御協力をお願いします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係のない職員は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。市長並びに本日の議事に直接関係のない職員は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おきをお願いします。

（関係職員以外退席をなす）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして審査いたします。なお、議案の番号順ではなく、審査を優先した日程を組みましたので、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 御異議なしと認めます。お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

また、本日は審査する議案も多数ありますので、関連した案件については一括して審査を行いたいと思います。議事進行には御協力を願います。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

事前に提出していただきました資料要求書についてお諮りいたします。

初めに、議案第14号 豊明市行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、後藤委員から行政不服審査法の全部改正の概要がわかるものの資料請求がありました。後藤委員より、資料請求の趣旨及び説明をお願いします。

後藤委員。

○後藤 学委員 今回、行政不服審査法の改正に関する議案が何件か出ております。行政不服審査法の改正を前提とした条例改正ですので、そもそも前提となる行政不服審査法の改正の内容のあらましを理解しておかないと審査ができませんので、私どももネット等で調べましたがなかなかわかりにくいので、多分、県とか国とかからわかりやすい資料が来たりしておるんじゃないかなと思いますので、そういったようなものがあればぜひお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 当局において用意できますでしょうか。

相羽総務防災課長。

○総務防災課長(相羽喜次君) 御用意しておりますので、今すぐ配ることが可能です。ございます。

以上です。

○総務委員長(ふじえ真理子議員) お諮りいたします。本委員会として資料要求することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 御異議なしと認めます。

では、配付をお願いいたします。

(事務局資料配付)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) お諮りいたします。議案第14号 豊明市行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてと議案第19号 豊明市行政不服審査法関係手数料徴収条例の制定について及び議案第25号 豊明市固定資産評価審査

委員会条例の一部改正について並びに議案第31号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については関連がありますので一括議題といたしたいが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第14号と議案第19号及び議案第25号並びに議案第31号を一括議題といたします。

質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

それでは、初めに、最初に資料の説明を求めます。

相羽総務防災課長。

○総務防災課長(相羽喜次君) 後ほど同じような形で説明をさせていただきますが、まず、資料のほう、重要な点だけ説明させていただきます。

2ページ目、上から、中段よりは少し上なんですけど、①、②、③と書いてあるところがございます。まず、主な概要としましては、審理員による審理手続、第三者機関への諮問手続が導入をされたこと、それから、異議申し立ての手続、これは用語的なものなんですけど、異議申し立てというのが審査請求という用語に変わること、それから、3番目、審査請求をする期限が従来60日であったものが3カ月に延長されたこと、これが大きな変更点でございます。これに従って、これから4議案の説明をさせていただきます。

その下に、それぞれの項目について説明がされております。まず、その下、中段のところにあります審理員制度の導入ということで、最下段のほうなんですけど、審理員とは何をやるかということが書いてあります。審理員は審理手続を終結したときは、審査庁にその裁決に関する意見書を、審査をする機関に出しなさいよというようなことが審理員さんの事務でございます。

それから、その下、(2)でございますが、第三者機関へ諮問の手続の導入ということで、その審理過程において第三者機関を設けて、その第三者機関が審理員、審査庁の判断の妥当性を審査すると、それに対する答申をするというような手続があるということでございます。

それから、次のページをめくっていただきまして、上から5行目あたりですが、これは後ほどの議案44号の関係のことなんですけど、この第三者機関は他の地方公共団体との共同設置もできますよというようなことがここには書いてございます。それに基づいて私どもとしては共同設置をするというようなことでございます。

そのページの中段から下に、これが審査手続の模式図でございます。

従来、これは現状と書いてあるところ、右左で、ごめんなさい、3ページ、現状という

のが従来の法律に従ったものでございます。審査請求人は、審査庁と処分庁、これは国の組織なものですからちょっとわかりにくいんですが、一くくりでくくられた状態で、審査をする機関と処分をする機関が今までは、従来は一緒でしたよというようなことで手続はされていたと。それが、改正後、これ、右側になるんですが、審査請求人は、審査庁と処分庁、これはそれぞれ別の、市の事務でいきますと別の課が取り扱う、その意見の審査の過程において、審理員さんが途中で入りますよ、審査庁は審査の過程の是非を、第三者機関に意見を聞き、審議を依頼しますよと、それに対して、最終的に審査庁は審査請求人に対して裁決というような形をする、このような手続に変わりますよというような形でございます。

4 ページでございます。最下段のほうに審査請求の期間の延長というのがございます。ここに、1 行目から、審査請求の期間が60日から、3 行ほど下、三月になるというような形でございます。

それから、5 ページをお願いします。中段より少し上でございますが、関係法律の規定の整備の上の段、3 行でございます。

情報公開・個人情報保護審査会設置は、当初廃止をするというような法律ではあったんですが、この中の、後ほど条例の中で説明をしますが、もともと情報公開・個人情報保護審査会につきましては、第三者機関、これはいわゆる一般の審議員がみえる審査会を持っております。ここで審査をしますので、この法律の適用は条例で除外をしますよというようなことがここに記載がされております。

簡単ではございますが、これがいわゆる法令の概要でございます。

続いて、いいですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） はい、続けてお願いします。

○総務防災課長（相羽喜次君） それでは、これから御説明します14から31号についての、互いに関連がございますので、一括して御説明をします。

今、言ったことと同じようなことをまた申し上げますが、申しわけございませんが、お聞きいただきたいと思えます。

まず、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に関する関係法令の整備に関する法律の概要でございます。今ほど説明をしたんですが、今回の法律改正で、行政庁の処分や不作為に対して不服申し立てをする制度において、公平性と使いやすさを向上することを目的としております。

まず、公平性を向上させるために、審理員制度が導入をされます。従来の制度では、処分を行った処分庁と審査を行う審査庁が同一または上級の官庁となっておりましたが、新

制度においては、処分を行った処分庁と審査を行う審査庁は別の組織が行うこととなります。例えば市の事務で申し上げますと、例えば〇〇課が行った処分において審査を行うのは、これに利害関係がない、例えば総務防災課でという審査を行うということになります。

また、審査庁につきましては、審査請求1事案につきまして1人の審理員——これは本市の場合、非常勤特別職を予定しております——を指名して、処分庁の行った処分内容を審査していただき、審査庁に対して意見書を提出していただきます。その後、審査庁は審理員から提出された意見書の妥当性を、第三者機関である行政不服審査会に審議をお願いし、答申をいただきます。この審理員からの意見書、審査会からの答申書をもとに、審査庁は審査請求者に裁決を行うという手順ということになります。

次に、先ほどから言っておりますが、審査請求する期限が延長されます。処分のあったことを知った日の翌日から60日以内であったものが、三月以内という形で延長をされます。

最後に説明した、元来自治法で定めております行政機関である教育委員会、農業委員会、公平委員会、また、それ以外に第三者機関を有しております、適用が除外されます情報公開審査会、個人情報保護審査会についても、既に第三者で構成された機関がございますので、条例において適用除外をしております。

以上が行政不服審査法関連法の改正の要旨でございます。

今回提案しております4議案は、後ほど説明をさせていただきます44号でございますが、第三者機関であります行政不服審査会の共同設置の規約につきましては、この法律の改正に伴い改正または制定が必要となるものでございます。

施行期日につきましては、いずれも平成28年4月1日ということでございます。

続きまして、それぞれの議案について御説明をいたします。

議案第14号でございます。行政不服審査法の施行に伴う関連条例を整備する条例の制定でございます。この条例改正につきましては、中に、情報公開条例、それから個人情報保護条例、行政手続条例、証人等の実費弁償に関する条例、消防団員等公務災害補償条例がこの中で改正をされます。

まず、14号から説明をしますが、行政不服審査法の施行に伴う関連条例を整備する条例でございます。

この条例、第1条は情報公開条例の一部を改正するという事で、その4行下、19条は、改正後の行政不服審査法第9条第3項に定める条例で定めた委員会、機関は、審理員による審理手続が適用除外になり、情報公開審査会が審査機関になることを定めております。

その下、20条は審査会の審査の方法が定めてあります。

次のページをお願いします。

9 段目、第21条以降の条において、用語を、不服申し立て、不服申立人とあるものを、審査請求、審査請求人という、法律の用語の改正をしております。

それから、次のページの9 段目、第2 条は、個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

7 行ほど下、第42条、情報公開条例と同じように、行政不服審査会第9 条第3 項に定める条例で定めた委員会、機関は、審理員による審理手続が適用除外になりますので、個人情報保護審査会が審査機関になるということを定めております。

その下、第43条、審査会の審査の方法を定めております。

次のページをお願いいたします。

中ほど、第44条以降の条において、用語を、不服申し立て、不服申立人とあるものを、審査請求、審査請求人という、これも法律の用語の改正と条ずれの改正をしております。

次のページをまたお願いします。

中ほどより少し下、第3 条は行政手続条例の一部改正するものでございます。この条例では法の改正に伴う用語を改めております。

その下、第4 条は、証人等実費弁償に関する条例の一部改正でございます。審査に関して出頭を求めた参考人や鑑定人に対する実費弁償を規定しております。

次のページの4 行目、第5 条、これは消防団員等公務災害補償条例の一部改正でございます。この条例につきましても、法の改正に伴う用語を改めております。

附則といたしまして、第1 条でこの条例の施行期日は28年4 月1 日からでございます。また、第2 条として、条例施行前から申請や処分の行われたものにつきましては、従前の条例の定めにより処置がされる経過措置を定めております。

続きまして、議案第19号、行政不服審査法関係手数料徴収条例の制定でございます。

次のページをお願いします。これが条例でございます。

第1 条は、条例の趣旨を定めております。

第2 条は、手数料を徴収する事務であり、法律の定められた事務において徴収できることを定めております。

第3 条は手数料の額を定めておりまして、その額は、次のページの下段にありますように、A 3 以下の文書図画の複写手数料は、白黒、モノクロの場合は10円、カラーは20円、A 3 以上の複写、コピーでございますが、A 3 用紙に換算した額ということを定めております。

別表の次のページで、電磁的記録につきましては、用紙に出力をして、その場合の料金をそれぞれ複写手数料と同じ額であることを定めております。

第4条から第6条は、法律に定められた徴収手数料の減免、郵送による交付が定められております。

第7条は委任条項について定めております。

なお、この条例の施行期日は、先ほどと同じ28年4月1日からでございます。

続きまして、議案第25号、固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。

1枚おめくりをいただきまして、これが改正条例でございます。

3行目、第4条第2項の改正は、行政不服審査法の改正に伴う用語を改めることや、法に定める申し出方法などの手続に関する号を追加するものでございます。

下から8行目、第11条以降をそれぞれ2条繰り下げ、新13条に、法に定める決定書に記載する事項を、第1項に4号加えております。

最下段、第10条第1項は、条の繰り下げに伴う引用条項を改めて、この条を12条としております。繰り下げた第13条の前に次の2条を加えますということでございます。

次のページをお願いいたします。

2行目からが、第10条第1項は、法に定められた手数料の徴収と減免の規定を定めております。

下段、別表、第10条関係は、第10条に定める資料の交付を受ける場合の手数料について定めております。これにつきましては、先ほどと同じように、A3判以下のコピーにつきましては、モノクロ10円、カラーは20円、A3判以上につきましてはA3判に換算した枚数を数えるという旨が規定してあります。

次のページにわたりますが、電磁的記録の場合についても、用紙に出力したものの手数料のコピー額を定めております。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。なお、経過措置として、改正後の条例に定めるものは、28年度以降の年度分のもものが対象になります。平成27年度分以前の審査の申し出につきましては従前の条例によることを定めております。

最後に、議案第31号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

1枚おめくりいただきまして、改正条例でございます。

この別表の中に、副区長の次に、審理員、行政不服審査法による者、日額1万円、行政不服審査会委員、日額1万円を加えるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 最初に、行政不服の理解を深めるためにちょっと初歩的なことをお聞きしますけれども、今回の審査請求の対象になるようなことは、これは市の行政処分だと思うんですが、どのようなことがあるか。これは代表例だけで結構です。

それから、把握できていないかもしれませんが、そういった対象になる件数といえますか、ケースはどのくらいあるのかということと、それから、もう一点、今までに、そういった、今までですと異議申し立てですかね、そういったことがされていた実績をもし把握していれば、その点についてもお聞かせ願いたい。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽総務防災課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 現実的には、行政不服審査はこの数年ほとんどございません。ただ、今年度につきましては、土木課で1件ございました。これは、道路の管理瑕疵があるのではないかということで、今、市の手を離れて、上級官庁である県が審査をしているというような状況でございます。ここ近年につきましては、この数年来はほとんど処理件数はございません。

以上でございます。

よろしかったですか。答弁漏れは。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 どんなもの……。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 相羽総務防災課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） そういうようなことから、今後についても、今のところ、私どももこんな不作為があってはいかんことなので、ほとんど処理件数はないだろうというふうには想定はしております。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 ちょっと質問の仕方が悪かったかもわかりませんが、例えば施設を借りたいといって申し出て許可されなかったとか、そういったものは対象になるのかどうか。そういった具体的なケースで、主にこんなようなことがありますよというようなことをちょっと言っただけだと、イメージがよくわかるかなど。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 今、ちょうど後藤委員が、例えば施設を借りたいから、許可はされなかったのという例としますと、例えば、施設を借りるときにそれぞれの施設に許可基準というのがございます。よくあるのが、例えば政治的なものはいかんだとか、宗教的なものはいけないというのが、条文が多く加えております。それに対してそういう申請をされて不許可になったというようなものが実際には対象になる可能性があるとは思いますが、ただ、現実としては、もう、これ、既に条例で定められた内容で不許可にしておりますので、それに対して不服審査まで至るかどうかなどというのは余りないのかなというふうには考えております。

という御返答でよろしいですかね。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

（発言する者あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） それ以外に、今ちょっとアドバイスをいただきました。申しわけないですから。

許認可を当然持っておるところの許認可に対しての不許可とか、そういうものに対してはこの対象になってくるということは考えられます。例えば道路管理者がいろんなものを許可したりとか、そういうことをしておりますので、一番多いのは、件数的に多いのもその道路管理者の許可、不許可というのが多いのかなというふうには考えられます。

済みません。以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっとよくわからないんですけども、審査庁と処分庁が同じだったものを、これを分けると、第三者機関に分けると14号のところに書いてあるんですけども、もう少し具体的に言うと、ちょっと違っていたら御指摘願いたいんですけども、税金がおかしいんじゃないかという、例えば税務課に不服申し立てが来た場合、これ、今まで税務課が対応していたのをほかの課が対応するということですよ、これ、多分。ほかの課が第三者機関に、ここに書いてあるのは豊明市の情報公開審査会で妥当かどうか諮問するという、そういう理解でよろしいですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） ちょっと、今、税ということを言われたので、例えば、

先ほどもちょっと説明をさせていただいたんですが、固定資産についてはこの条例で適用がされませんので、固定資産についてはちょっとこれではないと。だから、例えば、先ほど言われたように、許認可、何かを、例えば土木課に道路を使用したいよというような許可申請をしたんですが、不許可になりましたと、不許可について、それについて私は不服があると、だから、これについて何で不許可になったか審査請求をしたいというようなこととなりますと、これまでは行政庁というのは、今回土木課ですので、従来のほうですと土木課に不服申し立てをしたというようなことが、新しい中では、これに利害関係のない、例えば先ほど説明したとき総務防災課と申し上げたんですが、総務防災課がその審理に当たるというようなことで、その審理について総務防災課は、単独で、同じ市の機関の中なので、おまえら、一緒のという形になってはいかんものですから、第三者である審理員から意見を徴して、本当にこれが適正かどうかを判断する意見書をいただく、その意見書の妥当性を第三者機関である行政不服審査会に諮っていただいて、答申をいただいて妥当性を判断していただく、その結果に基づいて審理請求者に対して裁決をするというような手順になるということの形になるということなんですが、それでよろしいでしょうか。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 三浦委員、よろしいでしょうか。

清水委員。

○清水義昭委員 例えば、処分庁に対して異議申し立てみたいなのが複数出てきた場合というのは、取り扱いというのはどういうふうになりますか。一緒くたにまとめてやるかどうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） これはまだちょっと私どもも始まっていないのでわからないのですが、基本的に審理員については1事案について1審理員を指名するというような形で考えております。ただ、同様な、例えば、さっき言いました、どちらも土木課で、道路の使用に関することだったということで、共通性の事案があるということであれば、1人の審理員さんにお二つの審理を依頼する場合がありますが、原則的には1事案について1人の審理員が対応するというようなことで考えていただければ結構だと思います。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 議案でいうと31号になるかなと思いますが、審理員と行政不服審査員の

報酬が載っております。この審理員は原則としてほかの部署の職員ということですので、職員がやる場合は報酬は必要はないんじゃないかということと……。

(発言する者あり)

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 私ども、今、審理員については第三者の方を予定しておりますので、報酬は必要ということで定めております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 続いて、後藤委員。

○後藤 学委員 確認ですが、私もそのほうがいいと思って質問したわけなんですけど、第三者ということは、職員からは審理員を任命せずに、どの案件も第三者でやっていただくという、そういうことですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 一応、そういう形で予定はしております。ただ、これ、余分な話になってしまうかもしれませんが、これは行政機関それぞれによって決めることですので、県内の市町村でも、職員を任命しているところもございます。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 ちょっと参考、関連で。

その第三者という場合に、職員を退職したOBにするとか、そういう第三者ということもあるんでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） ところによってはあるのかもしれませんが、私どもは一応、本会議のときの質疑でも言いましたけど、一応、士業を持ってみえる、例えば弁護士さんだとか、税理士さんだとか、司法書士さんだとか、行政書士さんだとか、そういうような方を考えております。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 済みません、もしかしたら議案第44号のことなのかもわからないのです

けど、これは、審理員は豊明市の事案に対しては豊明市が決めるということによろしいですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 今の質疑は44号でお願いします。

○清水義昭委員 じゃ、後で。

（審理員の話ですよ。審理員はいいんじゃないですか。第三者機関じゃないですよ。審理員と言われていたんですよの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） じゃ、答弁願います。失礼しました。

○総務防災課長（相羽喜次君） 審理員につきましては、それぞれ豊明市で指名をします。だから、ほかのところであれば、共同設置をしてもそれぞれの市町が指名をするということでございます。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 議案第25号の参考資料のほうで見ていただくとわかりやすいかなと思いますが、上のほうの第5項で、これは固定資産評価審査委員会のことですが、「委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。」という規定があります。ちょっと細かいことを聞いてあれなんですけれども、この審査申出人の反論書というのは、処分というか、この固定資産の場合ですと評価をした行政庁がしたことに対する審査申し出ですので、当然この反論書というのはこれまでも送られていたのではないかなと思いますが、改めて規定を入れた理由をちょっと御説明いただきたい。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

（ちょっとお時間を下さいの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 相羽総務防災課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） これ、もともとあって、準則の中にこういうことで新たに入れろということが、指定があったものですから、今回追加をしておる、入れておるといふふうに御判断いただきたいと思います。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 関連で、参考までに。

今までは条例はなかったということですがけれども、実際、実務的にはそういうことはしてみえたということでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 法律の中で示されておりましたので、やっておりました。
以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。
（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。
討論のある方は挙手を願います。
後藤委員。

○後藤 学委員 先ほどの質問からわかったんですが、審理員を私は職員でやるのかなというふうに思っておりましたので、第三者の方にやっていただくと、それも職員のOBは含めないというあたりはよく考えてやっておられるなというふうに思います。

あと、ちょっと疑問なのは、報酬が1万円ということですが、1万円でこういった人材が確保できるかどうか、ちょっと大変かなと思いますので、その辺はしっかり頑張ってくださいと思います。

以上です。賛成討論といたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。
（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。
初めに、議案第14号について採決を行います。
議案第14号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第19号について採決を行います。

議案第19号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第25号について採決を行います。

議案第25号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第31号について採決を行います。

議案第31号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号 豊明市職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） それでは、議案第15号 豊明市職員の退職管理に関する条例の制定について、御説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理の適正化を図るため、必要があるからでございます。

それでは、内容を説明しますので、1枚おめくりください。

第1条は、この条例の趣旨を規定しています。

第2条は、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に対して現職員への働きかけの禁止を規定しています。地方公務員法では全ての再就職者に、離職前5年間の職務に関し、離職後2年間働きかけを禁止しています。この条例ではさらに、課長以上については年数に関係なく、課長となってからの職務を対象として、離職後2年間働きかけの禁止をしています。

第3条は、再就職情報の届け出について規定しています。具体的な届け出事項は、再就職先の名称でありますとか業務内容、地位などを規則のほうで定めております。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 本会議でかなり質疑がありましたのでその確認のような質問ですが、依頼、働きかけはなかったというふうな認識をしておるといような答弁でしたけれども、そのことに関して、聞き取り調査などはされたのか、あるいは今後される予定があるのかどうか、お伺いしたい。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

平下課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 聞き取り等はしておりません。特に今のところ調査をすることは考えておりませんが、こういった法ができましたので、そういった働きかけがあった場合には必ず届け出るというところをまず周知したいというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第15号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。議案第16号 豊明市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてと議案第24号 豊明市表彰条例の一部改正について及び議案第32号 豊明市特別職報酬審議会条例の一部改正については関連がありますので一括議題といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号と議案第24号及び議案第32号を一括議題といたします。

質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

理事者の説明を求めます。

平下課長。

○秘書広報課長（平下義之君） それでは、議案第16号、24号、32号、一括して説明をさせていただきます。

これらの案を提出いたしますのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い必要があるからでございます。

それでは、順に内容を説明させていただきます。

まず、議案第16号 豊明市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定につ

いてです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行によりまして、新しい教育長は常勤の特別職になります。今まで教育長は一般職の職員として職務専念義務免除規定がございましたが、新教育長は特別職になりますので、新たに職務専念に関する免除規定を設ける必要が生じたため、制定するものでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきますので、1枚おめくりください。

第1条は、この条例の趣旨でございます。

第2条は、職務に専念する義務を免除される場合を定めています。第1号では研修を受ける場合、第2号では厚生に関する計画の実施に参加する場合ということで、具体的には健康診断等のことでございます。それから、第3号は教育委員会が定める場合というふうになっております。

附則として、第1条でこの条例は平成28年4月1日から施行することとし、第2条で経過措置として、現在の教育長については従前の規定を適用するとしております。

続きまして、議案第24号 豊明市表彰条例の一部改正についてでございます。

ここで規定しております第4条につきましては、自治功労表彰の対象者の規定でございます。現在の教育長は教育委員会の委員の1人ですが、法律改正によりまして新しい教育長は教育委員会の委員ではなくなりますので、第4条第1項第5号の教育委員の後ろの「(教育長を除く。)」というものを削除するというものでございます。

附則として、第1条でこの条例は平成28年4月1日から施行することとし、第2条で経過措置として、現在の教育長については従前の規定を適用することとしております。

次に、議案第32号 豊明市特別職報酬審議会条例の一部改正についてです。

この改正の第2条、特別職報酬審議会の所掌事項の規定でございます。新しい教育長は常勤の特別職となりますので、給料の額について審議会の意見を聞くこととするものです。

附則として、第1条でこの条例は平成28年4月1日から施行することとし、第2条で、現在の教育長は従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 議案第16号の、めくっていただいて第2条のところですが、ちょっと意外に思ったんですが、この研修を受ける場合というのを、一般職員も研修を受けておりま

すが、その際に職務専念義務の免除の申請をしたというような記憶が余りないのですが、一般的には職務専念義務の免除は1件ごとに書類で決裁をとってやっていますよね。研修を受ける場合でもこの職務専念義務の免除を受けなければならないのかということが1点と、それから、あともう一点、教育委員会の承認を得てということですが、それはどういう形でとるかということなんですけれども、これも一件一件、教育委員会は月1回しかないと思うんですが、そのときに教育委員会にかけて承認を受けるのか、それとも、あらかじめこうこうこういうものだというようなことで一般的に受けておくのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

平下課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 研修につきましては、当然、当初にも計画があったりとか、事前にわかりますので、特に個々に申請を受けるということはないと。職員もそういうふうにはしておりませんので、教育長においても同じ形だと思います。ただ、研修を受けに行くときには、旅行命令とかそういった形で申請はする形にはなるとは思いますが、そこで把握ができるのではないかというふうに考えております。

あとは、教育委員会の承認の方法ですね。個々に教育委員会を開いて承認をするというようにはないというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 ちょっと関連で。

ということは、1カ月分ごと、教育委員会にこういうことで職務専念義務の免除をお願いしますということで案件として出すということでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

平下課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 具体的にどうやってやるかはわかりませんが、ただ、個々に教育委員会に諮るというようなことではやらないのではないかなと。包括的に、研修とか人間ドックの部分については職務専念義務が免除されますよというような前提のもとで、そういう話は最初にしておいてやるのではないのかなというふうには考えております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第16号について採決を行います。

議案第16号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第16号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第24号について採決を行います。

議案第24号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第24号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第32号について採決を行います。

議案第32号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第32号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。議案第17号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例の制定についてと議案第18号 豊明市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例の制定については関連がありますので一括議題といたしたいが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第17号と議案第18号を一括議題といたします。

質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

それでは、理事者の説明を求めます。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長(平下義之君) それでは、議案第17号、18号、一括して説明をさせていただきます。

これらの案を提出いたしますのは、本市の厳しい財政事情を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給与を減額するために必要があるからでございます。

それでは、まず、議案第17号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例の制定についてでございます。

第1条は、この条例の趣旨です。

第2条は、市長、副市長の給料月額を100分の90に、新教育長の給料月額を100分の95に、市長の在職期間中、減額することを規定しています。

附則の第1条として、この条例は平成28年4月1日から施行することとし、第2条として、現在残っている特例条例を廃止することとしております。

次に、議案第18号 豊明市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例の制定についてです。

第2条におきまして、現教育長の給料月額を100分の95に減額することを規定しています。

附則の第1条として、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。また、第2条として、現在残っている特例条例を廃止することとしております。

これらの条例によりまして、市長の給料月額は、今、98万5,000円ですが、それが88万6,500円に、副市長の給料月額は80万4,000円が72万3,600円に、教育長の給料月額は74万円が70万3,000円となります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

清水委員。

○清水義昭委員 確認なんですけれども、これは月額だけを定めたものなので、期末手当は含まれないと、そういうことでの理解でよろしいですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

平下課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 月額の給料をベースに期末手当を計算しますので、月額の給料額が下がるということは期末手当も下がるということになります。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 本会議場で市長みずから、報酬審議会は据え置きだが、近隣自治体を見て下げたと言われてはいますが、教育長も10%となっている自治体もありますけれど

も、これは教育長が非常勤一般職になるので、何で教育長だけ5%なのか、再確認させてください。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

平下課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 教育長につきましては、ほかの一般職とのバランスで5%としました。と申しますのは、一般職の給料表の中で一番高い給料表の部分をもし適用するという職員が出た場合に、地域手当等を含めると約60万円の後半ぐらいまでは行く可能性があるというところで、特別職となりますと、教育長が70万を切るようではちょっと問題があるのではないかとというようなところを考慮しまして、教育長については5%というふうにしたところでございます。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 議案第17号のほうですが、退職金に影響が及ぶかどうかということと、退職金の額は、市長、副市長、それぞれ幾らかということをお尋ねしたいと思います。おおよそで結構ですが。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

平下課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 給料のカットは退職金には影響はしません。ただ、ちょっとごめんなさい、退職金の額は今わかりませんので、必要であれば調べてまいります。要りますか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員、必要ですか。

○後藤 学委員 それじゃ、また、それは後で教えてください。ここでは結構です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかに質疑のある方、挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第17号について採決を行います。

議案第17号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第18号について採決を行います。

議案第18号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。議案第18号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

会議の途中ではありますが、10分間休憩をいたします。

午前10時56分休憩

午前11時6分再開

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

相羽総務防災課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 済みません。私、先ほど行政不服審査会の説明でわかりやすく言ってしまったんですが、処分庁と審査庁というのは、これはあくまでも豊明市長でございます。ただ、その事務をするのが、例えば処分庁は何々課であった、その審査をするのは何々課であったというような、ちょっと言い方を間違っておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。済みませんでした。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） では、お諮りいたします。議案第26号 豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正についてと議案第30号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について及び議案第33号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正について及び議案第34号 豊明市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について並びに議案第35号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正については関連がありますので一括議題といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号と議案第30号及び議案第33号及び議案第34号並びに議案第35号を一括議題といたします。

質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

理事者の説明を求めます。

平下課長。

○秘書広報課長（平下義之君） それでは、議案第26、30、33、34、35を一括して説明さ

させていただきます。

これらの案を提出いたしますのは、主に人事院勧告による国家公務員の給与改定に伴い必要があるからでございます。

それでは、順に内容を説明させていただきます。

まず、議案第26号 豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正についてでございます。

非常勤一般職員の報酬月額を定めた別表第1及び報酬時間額を定めた別表第2を改正するものでございます。なお、改正額につきましては、常勤の一般職員の給料改定率と同じ0.4%の増となっております。

なお、附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものです。

次に、議案第30号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてです。

第1条は、期末手当を100分の162.5から100分の172.5に改正するものです。

第2条は、まず、旅費につきまして、急行料金及び座席指定料金の支給基準を100キロメートル以上から50キロメートル以上の場合に変更しております。次に、期末手当について、平成27年度は0.1月分の引き上げを12月に支給するため改正を行いました。28年度以降は6月と12月にそれぞれ0.05月分ずつ引き上げて、年間として0.1月分の引き上げとなるよう改正するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用することとし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第33号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正についてです。

第1条は、平成27年度の期末手当の規定です。現在の100分の162.5から100分の172.5に改正するものでございます。

第2条では、常勤の特別職に教育長を追加し、給料の額を規定します。また、平成27年度は期末手当の0.1月分の引き上げを12月支給分で改正しますが、28年度以降は6月と12月にそれぞれ0.05月分ずつ引き上げ、年間として0.1月分の引き上げとなるよう改正するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用することとし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第34号 豊明市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてです。

こちらは、いわゆる現在の教育長、一般職としての教育長の規定でございます。

第1条は、平成27年度の期末手当を100分の162.5から100分の172.5に改正するもの、第2条は、平成27年度の期末手当、0.1月分の引き上げを12月支給分で改正しますが、28年度以降は6月と12月にそれぞれ0.05月分ずつ引き上げ、年間として0.1月分の引き上げとなるよう改正するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用することとし、第2条は平成28年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第35号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

平成27年の人事院勧告では、給料表が平均0.4%の引き上げ、それから勤勉手当が0.1月分の引き上げ、また、本市は地域手当が、平成27年度は13%、28年度は15%というような内容の勧告がされました。

今回の人事院勧告に基づきまして、給料表及び勤勉手当の引き上げは実施をしますが、地域手当につきましては、本市の厳しい財政状況を踏まえ、現在の10%のまま据え置くこととしております。

また、地方公務員法が改正され、等級別基準職務表を給与条例に定めることや、人事評価の実施が法に規定されたということに伴いまして、改正を行っております。

それでは、議案に基づいて説明をいたします。

第1条は、平成27年4月1日にさかのぼって適用するものでございます。前段は、勤勉手当の額に関する規定であります。現在、職員の勤勉手当100分の75を、12月分については100分の85に、また、再任用職員の勤勉手当100分の35を、12月については100分の40に改正することとしております。後段は、55歳を超える職員に対する勤勉手当の1.5%減額に関する規定でございます。その下の別表につきましては、改正後の給料表となっておりますので、平均0.4%の引き上げた額で記載してございます。

そこから6枚おめくりをいただきますと、第2条のほうがございます。

では、第2条のほうの説明をさせていただきます。第2条のところ、最初にまず第1条という言葉が出てきますが、これは条例の趣旨を規定したものでございます。地方公務員法の改正に伴います項ずれの改正でございます。

それから、第5条は職務の級を規定しております。別表第2として、等級別基準職務表を追加しております。

それから、その下、第6条は昇給の規定でございます。人事評価が地方公務員法に規定されましたので、人事評価結果に応じて昇給する旨を規定しております。

1枚おめくりをいただきますと、今度、第20条の3でございますが、これは、行政不服

審査法の改正により、審査請求と異議申し立てが審査請求に一本化されたことに伴う改正でございます。

それから、その下、第21条は勤勉手当の規定でございます。27年度、0.1月分の引き上げを12月支給分で改正しますが、28年度以降は6月と12月にそれぞれ0.05月分ずつ引き上げ、年間として0.1月分の引き上げとなるよう改正するものでございます。

その下、別表第2、等級別基準職務表です。行政職の1につきましては、1級の主事補または事務員の職務から、次のページのところ、9級の参事の職務までとなっております。行政職の2につきましては、1級から5級までとなっております。

附則の第1条として、この条例は公布の日から施行することとし、第2条は平成28年4月1日から施行することとしております。なお、第1条の規定につきましては、平成27年4月1日にさかのぼって適用することとしております。第2条は、さかのぼって適用する場合において、既に支給された給与については改正後の給与の内払いとみなす旨の規定、また、第3条は、平成28年4月1日の級の切りかえに伴う規定でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 質疑ではありませんが、資料要求を、当日でちょっと恐縮ですが、したいと思います。

この議案第26号の1枚はねていただいて一番下の段、「830円以上5,440円以下で、職務内容等を考慮し市長が規則で定める額」というのがあります。この内容がよくわかりませんので、これは一覧表を人事のほうで作成してみえると思いますので、できましたらその提出をお願いしたいと思います。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ただいま後藤委員から、議案第26号についての資料請求がありました。当局において用意できますでしょうか。

平下課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 用意してありますので。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） どのぐらいのお時間がかかりますでしょうか。

○秘書広報課長（平下義之君） 今、事務局のほうにお渡しします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） お諮りいたします。本委員会として資料要求することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 御異議なしと認めます。

資料が用意できるまで5分程度休憩といたします。

(発言する者あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) じゃ、引き続き継続いたします。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 もう一件、済みません。私が聞き漏らしたかもしれませんが、この議案第26号の条例案と、それから参考資料でいただいたものとの金額がちょっと違っているところがありますので、家庭相談員ですが、条例のほうは21万7,500円、資料のほうは21万5,500円となっております。夕べ気がつきましたので。

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 平下課長。

○秘書広報課長(平下義之君) 申しわけございません。参考資料のほうの新旧対照表、そちらのほうが間違っておりまして、正しいのは21万7,500円です。申しわけございませんでした。

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 参考資料のほうが間違っているということですので願います。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤裕英委員。

○近藤裕英委員 35号議案の職員の方の給与に関する条例で、説明の中で平均0.4%アップというふうにお聞きしたかと思うんですが、一律約0.4%という意味じゃないということだと、私も一律0.4%になるのかなと思うんですが、そこ、どうして平均ということになるんですか。

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 答弁を願います。

平下課長。

○秘書広報課長(平下義之君) 職員の給与、先ほど言った1級から9級までで、あと細かく各号が分かれていまして、比較的年齢の高い人の上がり幅は少なく、若い人は割と上がるような形で、トータルで平均として0.4%上げられたというような形の改正になっておりますので、その比はもとの給料表が平均0.4%上がったということでございます。

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 近藤委員。

○近藤裕英委員 もう一回聞きます。ということは、等級の高い方についてはアップ率が若干少ない、等級の低い方はアップ率が大きくて、平均すると約0.4%という理解でいいで

すか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

平下課長。

○秘書広報課長（平下義之君） ざっくり言うとそういう形になるんですが、各等級の中でまた細かく号が分かれていまして、号がずっと下のほう、要は高くなっていくとまた上がり幅がちっちゃくなってきますので、級と、それから号が上のほうは上がり幅が小さいということです。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤裕英委員 ちょっと関連でもう一回。ということは、等級と号は、この改正によって等級が変わったり号が変わったりということはないんですね。

（はいの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 同じ議案第35号なんですけど、説明の中で地域手当は据え置きというような話がたしかあったと思いますけど、給与の中に住宅手当があると思うんですけど、これはどうなりますか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

平下課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 地域手当の額自体は、規定自体は変わりませんが、今までは一律で支給していたものを、今度は限度額の規定にしまして、市内と市外で住居手当の額を変えるというようなことは考えております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

一色副委員長。

○一色美智子委員 今の同じく第35号なんですけれども、地域手当なんですけれども、平成27年度に13%に、平成28年度に15%に上がる予定だったという、上がるということだったんですけれども、この地域手当、全体で1%上がると、どのぐらい金額は上がってきますでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

平下課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 地域手当の1%の影響額、全職員で考えますと、約2,500万ということになります。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 住居手当を市内外で変えるというなお話がありましたけど、それってどういうふうに変えるのか、お願いします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

平下課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 住居手当は、いわゆる賃貸に住んでみえる方に対して出すというのが住居手当でございます。市内の賃貸に住んでいる場合と市外の賃貸に住んでいる場合とで、市外だと2分の1支給にしますよというようなことを考えております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 ラスパイレス指数がこの改正後はわからないという御答弁でしたけれども、改正前は幾つか、今、把握してみえますでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

平下課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 平成27年が100.2でございました。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） これにて質疑を終了し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 主に議案第30号について討論させていただきます。

今回の条例改正の趣旨とか、あるいは手続に問題はないと思いますが、現在、議会改革協議会で議員定数とともにこの報酬のほうも検討課題になっておりましてペンディングの状態でありますし、それから、一般市民の実質賃金も低下しているというような現状もありますので、実際に引き上げるのは適当ではないというふうに考えております。

それで、特例条例により、少なくとも改革協議会の結論が出るまで、あるいは今任期中は引き上げの凍結を提案したいということを考えております。

そういうことを前提として、私はこの案に賛成をいたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第26号について採決を行います。

議案第26号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第26号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第30号について採決を行います。

議案第30号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第30号についても、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第33号について採決を行います。

議案第33号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第33号についても、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第34号について採決を行います。

議案第34号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第34号についても、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第35号について採決を行います。

議案第35号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第35号についても、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。議案第27号 豊明市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてと議案第28号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について及び議案第29号 豊明市職員の育児休業等に関する条例及び豊明市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については関連がありますので一括議題といたしたいが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号と議案第28号及び議案第29号を一括議題といたします。

質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） それでは、議案第27、28、29号、一括して説明させていただきます。

これらの案を提出いたしますのは、主に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い必要があるからでございます。

まず、議案第27号 豊明市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてです。

第3条は、任命権者の報告事項の規定でございます。（2）の職員の人事評価の状況及び（8）職員の退職管理の状況を追加し、勤務成績の評定というものが以前ございましたが、それが削除されております。

なお、第5条につきましては、公平委員会の報告事項でございます。行政不服審査法の改正に伴い、不服申し立てが審査請求となりましたので変更するものでございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第28号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

第1条は、地方公務員法の改正に伴う引用法文の項ずれを修正するものでございます。

それから、第8条の3につきましては、育児または介護を行う職員の早出・遅出勤務に関する規定でございます。小学校の次に、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部を加えることとしております。

附則の第1条として、この条例は平成28年4月1日から施行することとし、経過措置として、早出・遅出勤務の申請は施行日前においても行うことができることとしております。

次に、議案第29号 豊明市職員の育児休業等に関する条例及び豊明市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてです。

第1条は豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正、それから、第2条は豊明市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正です。いずれの条例も、地方公務員法の改正に伴う引用法文の項ずれを修正するものでございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 議案第27号をお願いします。

参考資料のほうで見ていただいたほうがわかりやすいかと思いますが、現行の7番目の職員の研修及び勤務成績の評定の状況のうち、この勤務成績の評定というのがなくなって、それがこの2の人事評価の状況という形で入ってきているのかどうかということの確認と、それから、もう一点は、給与の状況は広報などでいつも公表されておりますが、人事評価とか、あるいは今回出てくる退職管理の状況、そういったようなことについて広報等で公表されるのかどうかお聞きしたいと思います。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁を願います。

平下課長。

○秘書広報課長（平下義之君） まず、1点目でございますが、職員の研修及び勤務成績の評定の状況というものが職員の研修というものによって、勤務成績が要は人事評価に変わったということで御理解をいただければよろしいかと思っております。

公表についてなんですが、広報及びホームページのほうで公表しておりまして、今まで人事評価については評価の分布を公表しておりました。ですので、引き続きそれは公表していくと、それから、退職管理につきましても、当然こちらのほうの報告事項に上がってきますので、公表していくことを考えております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第27号について採決を行います。

議案第27号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号につい

では、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第28号について採決を行います。

議案第28号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号についても、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第29号について採決を行います。

議案第29号についても、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号についても、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第36号 豊明市職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） それでは、議案第36号 豊明市職員の旅費に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

この案を提出するのは、国内旅行の旅費のうち、日当の廃止及び宿泊料、食卓料及び移転料の改正をする必要があるからでございます。

現在、日当は、3級以下の職員が1,100円、4級以上の職員が1,300円、それから特別職が1,500円となっております。県外旅行または宿泊を伴う県内旅行において定額で支給しております。主な支給目的は、旅行中の諸雑費や研修先から宿泊先までの交通費ということでございます。しかしながら、この諸雑費というのが非常に曖昧であるというようなこともございますので、研修先から宿泊先までの交通費を運賃として支給することとしまして、日当を廃止するというようにしております。

また、現在、宿泊料は、一般職が1万3,000円、特別職が1万4,500円となっております。宿泊費の公的な実態調査はありませんので、宿泊料として幾らぐらいが妥当かという明確な金額の算出は困難ですが、国家公務員の状況を参考に、大都市圏については1万2,000円、その他の地域は1万1,000円というふうにしました。なお、現在、一般職と特別職で宿泊料に差を設けていますが、今後は同一の宿泊料としております。

また、食卓料につきましても、現在、3級以下の職員が2,200円、4級以上の職員が2,600円、特別職が3,000円となっておりますが、全職員一律2,400円というふうに改正をしてお

ります。

それでは、条例の条文の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

まず、最初、第6条の中の旅行中を外国旅行中に改正することによりまして、国内旅行における日当を廃止するというものでございます。

また、職員の等級による宿泊料の差をなくしますので、第17条のただし書きを削除します。

以下につきましては、日当に関する部分を削除する改正でございます。

なお、下の別表の第1の1、こちらは、改正後の宿泊料及び食卓料の規定でございます。

1枚おめくりをいただきまして、こちらが改定後の移転料の規定となっております。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

清水委員。

○清水義昭委員 日当が国内のほうが廃止ということで表も消えているんですけど、これ、海外旅行中の日当は継続ということなんですけど、それは金額とかはどのようなふうになっていましてでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

平下課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 海外の日当なんですけど、海外が4つの区分に分かれています。要は地方によって分かれるんですけど、いわゆる先進国とか、その辺の分かれなんですけど、一番高いところでいきますと、例えば市長が1日8,300円、4級以上が6,200円、3級以下が5,300円とか、それぐらいの金額が規定されています。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 清水委員。

○清水義昭委員 質問の意図は、別に表がありますかという、そういう質問です。

（ありますの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 今の件に関連して、私もこれを見て驚いたんですが、大変高い金額になっています。今回、国内を見直すに当たって、外国旅行中の旅費についての検討はされた

んでしょうか。特に今回は改正で上がっておりませんが、例えば食卓料なんか
も7,700円とか、支度料9万4,910円、これは市長の場合ですが、というようなふうに非常
に高い金額で挙がっておりまして、以前からこの海外旅行の旅費が高過ぎるというのは問
題になっておったと思うんですが、そういった検討はされたでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

平下課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 今回、海外旅行の部分の旅費については検討はしており
ませんでした。実質、ここ数年、シェパトンの研修以外で海外に行くことがありませんで
したので、非常に、要はレアなケースということで、見直しはしていません。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 日当を廃止して、宿泊料を削減して、研修先から宿泊までの運賃が出る
ということですがけれども、ざっくりとどれくらい削減効果を見込んでおりますか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

平下課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 日当ですが、26年度の決算ベースで支出が130万ございま
したので、日当のほうの廃止によりまして130万の削減を見込むと。あと、宿泊料のほうは、
現在のところから見ると約9割ということになりますので、削減額としては年間で約15万
円程度ということを見込んでおります。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 資料請求をお願いしたいんですが、食卓料というのが非常にわかりにく
いので、これをわかりやすく解説した資料があれば提出していただけるとありがたい
と思っております。よろしくお願ひいたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ただいま後藤委員から、食卓料についてわかるもの
の資料請求がありました。当局において用意できますでしょうか。

平下課長。

○秘書広報課長（平下義之君） わかりやすいかどうかわかりませんが、参考の本を抜粋
したようなものはおつくりしてございますので。お願いします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） どのぐらいのお時間で用意できますか。

○秘書広報課長（平下義之君） それこそ5分程度で。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） お諮りいたします。本委員会として資料要求することに御異議ありませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 かなり複雑になっていますか、口頭ではとても理解できないような。

（発言する者あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） もう一度、本件についての資料請求、お諮りいたします。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。

それでは、用意をお願いします。

（事務局資料配付）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 今配っていただいた資料、大変わかりにくいので説明をお願いしたいと。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） では、説明願います。

平下課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 今お手元にお配りをしましたけれども、まず、そもそも食卓料というのは、法規定上、水路旅行及び航空旅行中の夜数、夜の数に応じて1夜当たりの定額により支給するというのが、まず本来の規定です。これは、船旅とか飛行機による旅行で日をまたぐときに、船賃あるいは航空賃の中に食事料が含まれていない場合は、別に食事代として食卓料を支給するというものでございます。法律上は水路旅行、航空旅行に限定されていますが、運用におきましては、夕食代及び朝食代を支給する必要がある場合に、食卓料に基づいて支給をするということとしております。

旅費として一般的に支給をしております宿泊料、先ほど言いました1万2,000円とか1万1,000円には、宿泊代と夕食代と、それから朝食代が含まれております。ですので、通常、食卓料を支給することはありません。ただし、研修なんかにおきまして、宿泊先が指定をされていると、だけれども、夕食、朝食の提供がないというような場合には、宿泊代の実費とプラスアルファで食卓料を支給するというようなことで運用をしております。

実績としましては、建設大学校において研修を受けるときに支給をしたケースや、あるいは消防隊が応援派遣をされて野営をしたときに食卓料を支給したというようなケースはございます。

なお、食卓料ですが、3分の1を朝食代、それから3分の2を夕食代ということで支給しております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 今の質問に関して、それは、現行は日当のほかにそういった食卓料を出しているということですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

平下課長。

○秘書広報課長（平下義之君） そうですね。日当とは別で出しています。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） これにて質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第36号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第37号 豊明市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

松林税務課長。

○税務課長（松林 淳君） それでは、議案第37号の豊明市税条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、その運用の見直しがありましたから、それに伴いまして必要があるためでございます。

昨年12月定例会議会におきまして、納税義務者等からの税務関連の申告、申請書類等の受け付けにおきまして、原則として個人番号または法人番号の記載を求める旨の条例の一部改正をお認めいただいたところであります。その後、個人番号の記載を求めることによ

って生じる本人確認などのお客様の負担を軽減するために、一部個人番号の記載を不要とする運用の見直しがあったものでございます。

それでは、1枚おめくりください。条文のほうをごらんください。

一番上のほうです。49条の第2項第1号につきましては市民税の減免、それから、1つ飛ばしまして125条の3第2項第1号は特別土地保有税の減免について、それぞれ申請の際に個人番号の記載を不要とするものでございます。

また、中ほどにございます第59条の2第1項第1号につきましては、語句について所要の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成28年1月1日にさかのぼって適用させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 これも参考資料のほうで見たほうがわかりやすいと思いますが、49条の市民税の減免のところで法人番号は残っているんですが、法人番号のほうは省略できないということなのでしょうかということと、それから、59条の2、先ほど語句の訂正ということでしたが、こちらのほうは個人番号が残っておりますが、これは省略することはできないのでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

松林課長。

○税務課長（松林 淳君） まず、法人番号につきましては、一応採取をしなくても国税庁のほうで公表しておりますので、既に、例えば豊明市も法人ですが、豊明市は何番、市内ですと社会福祉協議会は何番とか、そういう法人ごとにもう番号が振られておりまして、国税庁のホームページから法人番号が検索できるということですので、こちらについては、代理というか、権限のない方がいらっしゃっても、何か本人確認をすとか、そういった手間はかかりませんので、それで法人番号が残っております。

それから、59条の2のほうはなぜかということなんですけれども、これは単純に法改正上の整備ということでございまして、今回改正の趣旨にありますのは、なぜこの2つだったかということにいくんですけれども、既に、例えば市民税につきましては、申告のときにマイナンバーを採取というか、伺っておる、特別土地保有税につきましては、現実には

今もう課税がされておられませんので例はないと思いますけれども、今回の2例につきましては、ほかでもう既に番号を伺っている、もしくは同時にいただいて主たる申告のほうに番号の記載があるということで、また煩わしい手続を省くという趣旨でございまして、それが税制改革大綱の中に年末になって盛り込まれたということで見直されました。ですので、59条の2関連につきましては、そのまま個人番号をいただくということで変わりがございませんので、単純に語句の改正ということです。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 ちょっと説明が複雑というか、内容が複雑でよく理解できないんですが、59条の2のほうは、家屋の何か区分所有者の代表者が1月31日までに申出書を提出する場合というようなことですが、それがどういう場合なのかということと、なぜその場合に個人番号が要するのかということをごちゃごちゃと簡潔に、できたら御説明をお願いします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

松林課長。

○税務課長（松林 淳君） なかなか簡潔というのが難しいんですけども、先ほどの繰り返しになりますけれども、この新旧で見ていただきますと、表現的にもともと59条の2は、省略が関連はできないものでございました。ただ、実際に一度改正をしたときに、一部表現に漏れがあったということで、その後の通知がありまして、今回ほかの2つの減免の際の個人番号の記載の不要とあわせて整備をするということですので、これはもう本場に法の上の、法文の整備というふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 これ、2つの減免のときのマイナンバーの記入をやめるということなんですけど、これに伴ってシステムの改修だとかというのが必要にはなりませんか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

松林課長。

○税務課長（松林 淳君） 特別、改修の経費は発生しません。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。
討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 討論を終結し、採決に入ります。
議案第37号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第44号 豊明市、日進市及び東郷町における行政不服審査会の共同設置についてを議題とします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

相羽総務防災課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） それでは、議案第44号を説明させていただきます。

この案を提出いたしますのは、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための附属機関として、豊明市、日進市及び東郷町における行政不服審査会を共同設置するものでございます。

次のページをお願いいたします。

これが共同設置のための規約でございます。

第1条は、共同設置をする旨の趣旨でございます。

第2条は、名称を、豊明市、日進市及び東郷町における行政不服審査会といたします。

第3条は、幹事市を定め、平成28年4月1日から3年ごとに、日進市、豊明市、東郷町の輪番制といたします。

第4条は、審査会の執務場所を、各市町の役所、役場とすることを定めております。

第5条から第7条では、審査会の組織、委員、会議の方法を定めております。

第8条から第11条では、審査会の経費の収入、分担、予算の取り扱い方法を定めております。

第12条から第15条は、現在の段階での事務の執行をするに当たり必要となる取り決めを定めております。

第16条は、委任条項として、この規約に定めるもののほかは、必要な事項につきましては3市町の長が協議することとしております。

なお、この規約の施行は平成28年4月1日からでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 共同設置をすることで、行政の側からすると非常に都合がよくなるというのはよくわかるんですけども、市民の側からいうとどういうメリットがあるんでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） これは、趣旨にもございますように、審査機関が統一機関ということで、公平性がより保たれるというふうに理解をしております。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 なので、審査機関が設けられるというのはわかるんですが、共同設置をするということになると、どこかほかの団体が幹事市になったときにはそちらへ出向いたりというようなことも出てくる可能性もあるし、デメリットのほうはわかるんですけど、どういうメリットがあるのかなど。共同設置に関してどういうメリットが、市民の側からいうとあるのかなど。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員、先ほどの課長の答弁で、公平性が広がるという答弁があったんですが、メリットについては。

○後藤 学委員 それ以外に何か。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 何度も申しわけないんですが、これは、先ほど一番最初に説明した趣旨のとおり、公平性、透明性を保つことが最大の主目的でございますので、今のところにつきましてはそれに準じた形で、共同することによって、利害関係が当市だけではなくて全体に及ばれるということで、より透明性、公平性が保たれるという理解をしております。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 清水委員。

○清水義昭委員 これ、豊明市と日進市と東郷町の2市1町なんですけど、こういうふう

になったという経緯、理由はありますか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） これは、もともと、豊明、東郷、日進、長久手ですか、この尾張東部の区域の中で何か共同的にやろうということで、昨年、私どもの市長も含めて協定を結ばれたということの中のメニューとして、これに私どもも参加をするという形で手を挙げさせていただいて今回に至ったというようなふうに理解しております。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 共同設置をすることで、例えばどこかへ出向くということになると、交通費なんかもかかるわけですよ、審査申し出をする方が、審査請求でしたか。それで、先ほど資料請求した場合のコピー代等は2,000円まで無料にするというようなことがありましたけれども、そういう面では配慮をされておりますけれども、今回、そういう交通費とか、そういったことへの配慮はないのでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 多分出向かれるというようなことを想定されていると思うんですが、まだ私ども、この審査請求はないんですが、基本的に今3市町の中で考えておるのは、いわゆる機関のほうがこちらで、例えば本人から事情を聞かなくちゃいけない事態があれば出向いてくるようなことを想定しておりますので、そのような旅費等については考慮されていないというふうに考えております。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 あと1点だけ、参考までにお聞きしたいんですけども、県内のほかのところでもこういった共同設置をしているところというのはあるのでしょうか。あるいは、県からそういうような指導があるのでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 今聞いておるのは、愛知県では今この地域だけ、最初というふうに聞いております。全国的な話についてはちょっと、私のほうも持っております。

ん。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第44号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午後零時休憩

午後1時再開

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続けます。

議案第45号 愛知県競馬組合規約の変更についてを議題とします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 愛知県競馬組合規約の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、弥富市駒野町の土地の処分に係る収入金のうち、愛知県知事及び名古屋市長と協議して定めた金額を、組合の経費に充てるため必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので1枚おめくりください。

現行の規定では、愛知県競馬組合が所有する不動産の処分に係る収入金は愛知県及び名古屋市に配分され、組合の歳入として計上することができません。附則中の規定を各構成団体において改め、総務大臣に届け出をすることによりまして、当該未利用地の処分による収益金を組合の経営安定のために必要な経費の財源とすることができるようにするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 この土地の面積と、それから、資産価値といえますか、何か評価額なりがわかっておれば。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 面積は17ヘクタールです。およそ17ヘクタールということでございます。価値のほうでございますが、組合のほうで鑑定評価等をあらかじめしております、ここも概算ではございますが、今見ている数字としましては44億8,000万円ほどを想定しております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 ちょっと確認ですけど、44億のお金を競馬組合のほうに繰り入れることができるようにするという、そういう改正ということですね。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○財政課長（伊藤正弘君） おっしゃるとおりでございます、四十数億の売却益が出たということで予定どおりになったとすれば、そこから、まずもって、いわゆる累積赤字、これを解消させるということにまず充当いたします。

その後、残ってくる余剰が発生した場合に、これをさらに、経営安定とか、あと、将来的に必要な資金、今現在、工事とかをさせないとちょっと安全上課題がありますので、そういったものに充てさせて、将来上必要な、例えば、いずれといいましょうか、将来、解散に至るような場面が生じたときにも、基金に積ませておくことで、その時点での負荷をかけないようにするとか、そういったいろいろな準備をこの売却益によって準備しておこうというための今回の改正ということでございます。

その後、残った分がもしあった場合には、今の規定のとおり愛知県と名古屋市がその分を利益案分率に従って配分をかけるということが全容でございます。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。
討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。
議案第45号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第46号、平成27年度豊明市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場議事課長。

○議事課長（馬場秀樹君） それでは、議案第46号、豊明市一般会計補正予算（第4号）のうち、1款 議会費の説明をいたします。

歳出のみの補正でございます。

補正予算書の24、25ページをお開きください。

それでは、事業別で説明をいたしますので、右側25ページをごらんください。

1款1項1目 議会費のうち、議員活動事業を868万6,000円、事務局事業を205万円、合計1,073万6,000円の補正減を予定するものであります。

議員活動事業の868万6,000円の減は、平成26年12月で議員1名が辞職したことによる議員報酬と、昨年4月30日より開会議会まで正副議長が存在しなかったことによる議員報酬の45万6,000円の減、議員1名減と、改選時期に新たに議員となった8名の期末手当が3割支給であったことで、365万6,000円の減、平成27年4月1日現在、議員数が19名だったことによる議員共済給付費負担金が313万4,000円の減、日進市との議員合同研修会の講師謝礼が安価に契約できたことによる報償品費等の10万円の減、予定しておりました出張等がほぼ終了したことによる費用弁償及び普通旅費39万円の減、同じく調査旅費70万円の減、政務活動費を4月分交付しなかったことによる25万円の減。

事務局事業の205万円の減額は、消耗品費を20万円、食糧費を5万円、また、印刷製本費100万円と会議録検索システム等委託料を80万円補正減するもので、いずれも単価契約の入札により執行見込みの残額を補正減するものであります。

以上で、1款 議会費の説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 相羽総務防災課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） それでは、総務防災課所管分について説明をいたします。

今のページそのまま、下の2款からでございます。

2款1項1目 一般管理費、2 庁舎管理事業、4 一般管理事務事業、それぞれの減は、説明欄に項目のある入札差額や執行残による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

2款1項3目 文書費、1 文書事業62万6,000円余りの減でございますが、説明欄にある項目の入札差額や執行残による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

7目 財産管理費、1 庁舎維持管理事業の減は、説明欄にある項目の入札差額による減額であります。特に額が大きいものは、庁舎耐震工事が最終年度となり、工事金額が確定したことによるものでございます。

その下、2 公用車管理事業、これも減額でございますが、公用車整備委託の入札残とバス借上料の利用実績に応じて減額をするものでございます。

その下、3 財産管理事務事業、土地購入費は、歳入でも御説明をいたしますが、土地売却価格が確定したことによる減額でございます。

続きまして、30ページ、31ページをお願いします。

2款1項13目 防犯対策費、1 防犯対策事業、防犯設備設置費補助金は、実績に応じまして減額となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2款4項4目 市長・市議選挙費784万余りの減額でございます。特に大きいものは職員手当で、選挙に従事した者、職員の代休処理をしたことによるものが要因でございます。

続きまして、62、63ページをお願いします。

9款1項4目 災害対策費、1 災害対策事業、これは入札差額でございます。

2 災害対策事務事業の減額につきましては、防災専門員の報酬と防災行政無線の更新方法を変更したことによる機器入れかえを中止したことによる減額でございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、20ページ、21ページをお願いいたします。

上段、15款2項1目 不動産売払収入、1節 土地建物売払代金の減額は、土地開発基金所有の土地の売却金額が確定したことにより減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） それでは、秘書広報課が所管するものについて御説明をいたします。

補正予算書24、25ページをお開きください。

24ページ下段、2款 総務費、1項 総務管理費、2目 秘書人事管理費でございます。
4節から26ページの19節 負担金、補助及び交付金までを減額いたします。

内容を説明いたしますので、25ページへお戻りください。

説明欄の一番下、職員共済組合負担金を6,500万減額いたします。これは、負担率が見込みより低かったため、減額するものでございます。

27ページをごらんください。

説明欄の一番上から、社会保険掛金負担金、雇用保険掛金負担金、労働者災害補償保険負担金をそれぞれ減額いたします。これは、非常勤一般職員の報酬額が見込みよりも低かったこと、また、健康保険、年金、長期保険の負担率が見込みより低かったためでございます。

その下、職員健康診断事業、こちらを200万円減額いたします。これは、職員健康診断委託の入札残によるものでございます。

その下、研修旅費、職員研修委託料、実務研修費負担金の減につきましては、入札残及び執行残の見込みでございます。

その下、一般報償費、慶事及び記念品費、費用弁償及び普通旅費、印刷製本費につきましては、執行残によるものでございます。

続きまして、26ページのほうに目をお戻しいたきまして、4目 広報費でございます。11節 需用費及び13節 委託料を減額いたします。

27ページのほうの説明欄をごらんください。

広報配布業務委託料の42万8,000円、印刷製本費の164万1,000円につきましては、入札残によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） それでは、財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳出より説明いたしますので、26ページ、27ページをごらんください。

2款 総務費、1項 総務管理費、5目の財政管理費における446万4,000円の減は、執行額の確定見込みによる減額補正でございます。

1事業の財務会計事業の電算関係借上料341万1,000円の減は、財務会計システムの更新に伴うものであります。

続きまして、28ページ、29ページの2事業、財政管理事務事業の41万9,000円の減額補正につきましても、それぞれ執行見込みの確定によるものでございます。

続いて、78ページ、79ページをお願いいたします。

12款 公債費でございます。公債費につきましては、3月支払い公債費の確定によりまして、補正計上をいたしますものでございます。元金で25万5,000円、利子で320万2,000円を補正計上させていただくものでございます。

続きまして、下段、13款 諸支出金、1項 基金費、1目 財政調整基金費の財政調整基金積立金は、5億656万5,000円を増額補正するものです。

同基金は、平成26年度決算において29億1,335万5,000円でありました。平成27年度にお認めをいただいております骨格並びに肉づけによりまして、計7億3,514万円の繰り入れを行いました。これによりまして年度内基金残額が21億7,821万5,000円となりましたが、さきに議決いただきました12月補正予算での積み増し3億9,500万円に、当初計上の利息想定67万6,000円を加えまして、このたびの積立額をお認めいただきますと、積み立て後の基金残額は30億8,045万6,000円となる見込みでございます。

続いて、下段、2目の教育施設建設及び整備基金費の教育施設建設及び整備基金積立金は、条例積み立てによりまして2,007万3,000円を増額補正するものでございます。なお、積立額の中には、市民の皆様が湿地保全のために募金活動いただいております寄附金が加わっております。このたびの積立金をお認めいただきますと、積み立て後の基金残高は8,481万4,000円となる見込みでございます。

続きまして、同ページの下段、3目 公共施設建設及び整備基金費の公共施設建設及び整備基金積立金は、1億4万円を増額補正するものでございます。12月補正予算での2億9,999万9,000円の積み立てに加えまして、このたびの積み増しをお認めいただきますと、基金残額は6億6万6,000円となる見込みでございます。

続いて、歳入の説明をいたしますので、8ページ、9ページにお戻りをいただきたいと思います。

8款 地方特例交付金295万5,000円の増は、交付実績によるものでございます。

続いて、10ページ、11ページをお願いいたします。

9款の地方交付税、1項 地方交付税、1目 地方交付税の特別交付税1億1,641万3,000円の減額補正は、歳出4款での公的病院等運営費補助金の見合い財源でございます。補助額の確定に伴う減額補正となっております。

続いて、18ページ、19ページをお開きください。

15款 財産収入、1項 財産運用収入、2目 利子及び配当金32万1,000円の増は、財政調整基金において27万2,000円、教育施設建設及び整備基金において9,000円、公共施設建設及び整備基金において4万円を増額補正計上いたします。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。

16款の寄附金、1項 寄附金、1目 一般寄付金の5,609万1,000円は、環境整備事業費でございます。競馬場周辺整備事業寄附金の確定に伴う増額の5,601万円及び市民の方々の御厚意によります湿地保全整備のための募金からの寄附金8万1,000円でございます。平成27年度の環境整備事業費は、総額といたしましては2億3,601万円となっております。

続きまして、同ページの下段で、18款の繰越金、1目 繰越金の前年度繰越金2億円でございます。国の補正予算への対応を想定し、留保財源とさせていただいておりましたものを計上するものでございます。このたびの歳出補正予算の一般財源となるものであります。

20款の市債につきましては、22ページ、23ページをお開きください。

2目の土木債から4目の教育債まで、3,750万円の減額補正計上となります。これらは、事業費の確定等による起債額の変更となるものであります。

以上で、財政課所管の説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 鈴村地方創生推進室長。

○とよあけ創生推進室長（鈴村 正君） とよあけ創生推進室所管部分について説明させていただきます。

補正予算書28ページ、29ページをお願いします。

中段やや下、8目 企画費、右ページ2 地域創生事務事業、地域創生関係委託料250万円になります。これは、国の補正予算に合わせて平成27年度に前倒しして予算計上するものです。

本事業は、地方創生総合戦略事業として、市と大学が連携し、大学が持つ専門知識や大学の施設を活用して、保育士不足の解消、保育の質の向上や市内商工業の活性化につながるような事業に取り組みます。

以上で、とよあけ創生推進室所管の説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） 続きまして、企画政策課所管部分について説明させていただきます。

歳出より説明いたしますので、30ページ、31ページをお願いいたします。

中段、12目 電算管理費は、133万1,000円増額し、1億9,448万4,000円といたしました。主なものといたしまして、右側ページ、電算管理事業の説明欄3行目、消耗品費の814万2,000円の増は、セキュリティー対策事業として実施するインターネット分離に係る仮想環境を構築するために必要なソフトウェアのライセンス料を購入する費用などで、国庫補

助金対象となる部分を平成27年度に前倒しして計上するものであります。

その下、5行目、電算関係委託料の1,449万6,000円の増は、セキュリティ対策事業として実施するインターネット分離に係る新たなサーバー設置や、既存サーバーの設定変更及びこれに接続する端末の設定変更などの作業委託に係る費用等で、こちらも国庫補助金対象となる部分を平成27年度に前倒しして計上するものであります。

その下の6行目、社会保障・税番号制度システム改修委託料1,655万1,000円の減は、母子・父子家庭医療及び障がい者医療システムにおいて、マイナンバーを利用するためのシステム改修を予定しておりましたが、現段階ではマイナンバーを利用しないこととしたため、システム改修をとりやめたことによる未執行分であります。

8行目、電算関係借上料の181万5,000円の減は、リース入札残であります。

9行目、OA備品購入費48万3,000円の増は、ファイルサーバー購入に係る入札残と、セキュリティ対策事業として実施するインターネット分離のためのサーバーソフトウェア購入に係る費用との差額であります。

当初予算においても説明させていただきましたが、日本年金機構の情報漏えい事案を受け、総務省より強く要請されています自治体情報セキュリティ強化対策事業に反応する形で、今、御説明申し上げましたとおり、セキュリティ対策事業の一部を前倒しし、繰越明許費として計上した電算管理事業、こちらのほうは7ページのほうになるかと思いますが、この国庫補助を活用し、当面、インターネット接続を分離する施策に軸足を置きまして、業務への影響を最小限に抑えられるよう進めてまいりたいと考えております。

それから、12行目、あいち電子自治体推進協議会負担金の140万8,000円の減は、負担金確定による執行残であります。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、10ページ、11ページをお願いいたします。

下段、13款 国庫支出金、2項1目 総務費国庫補助金、2節 電算管理費補助金の右側説明欄最下段、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金1,045万円は、ただいま歳出で説明いたしましたセキュリティ対策事業として実施するインターネット分離などに要する費用に対し、2分の1補助されるものであります。

次のページ、12、13ページをお願いいたします。

右側ページ2段目、4節 企画費補助金の地方創生加速化交付金2,310万円は、国が一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策として今年度へ前倒しして計上するもので、地方版総合戦略に基づく各自治体の取り組みについて、先駆性を高め、レベルアップの加速化を図る目的で交付されるものであります。

本市におきましては、総合戦略事業のうち、この交付金の対象となる事業をパッケージ

化し、豊明市しごと活力創生事業、それから、桶狭間古戦場観光活性化推進事業、以上の2点を交付申請し、本市の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上で、企画政策課所管部分の説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 近藤市民協働課長。

○市民協働課長（近藤恒明君） それでは、市民協働課所管分について御説明をいたします。

歳出から説明させていただきますので、予算書の28、29ページをごらんください。

2款1項11目 市民活動推進費は、補正前の額1億1,105万5,000円を226万3,000円減額し、予算額1億879万2,000円にする案でございます。

主なものについて御説明いたしますので、右側の説明欄をごらんください。

1 市民活動推進事業のうち、下から3行目、保険料の53万2,000円の減額は、市民活動総合保険の入札残が主な理由でございます。

最下段、市民提案型まちづくり事業交付金は、昨年7月に制度活性化のために、ビギナーコース、ヤングコースを新設いたしました。結果、一般コース7事業、ビギナーコース3事業、ヤングコース2事業の合計12事業を採択とし、助成額合計を103万4,000円とした不用額を減額するものであります。

ページをめくっていただきまして31ページ、2 都市・国際交流事業に移ります。

説明欄の上から3行目、豊根村温泉施設利用券購入費は、昨年7月18日より市民交流事業としての温泉無料利用を始めましたので、新たに利用券は購入しなかったため14万円全額を減額するものであります。

3 区長会事業は、区一括交付金の特定財源事業に当たりますちびっ子広場管理費で、東沓掛区の小所ちびっ子広場が廃止になったことにより、執行残を減額するものであります。

続きまして、統計調査費について御説明いたします。

34ページ、35ページをごらんください。

3目 諸統計調査費は、国勢調査が完了したことに伴い、各経費を精算の上、不用額を減額するものでございます。当初予算2,744万8,000円を164万8,000円減額いたしまして、補正後予算2,580万円とするものであります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

予算書の16、17ページをごらんください。

下段にあります14款3項1目4節 統計調査費委託金は、先ほど歳出で説明させていただきました国勢調査に係る経費を164万8,000円減額いたしますので、同額を補正減するも

のであります。

以上で、市民協働課所管分についての説明を終わらせていただきます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 松林税務課長。

○税務課長（松林 淳君） それでは、税務課所管の補正予算について御説明いたします。

補正予算書の32ページ、33ページをごらんください。

2款2項1目の税務総務費につきましては、総額で34万5,000円の減額でございます。

事業ごとで説明いたします。

右側のページ、2の地番家屋現況図修正事業です。同名の委託料につきまして、13万5,000円の減額は入札残でございます。

次の段です。4の税務総務事務事業では21万円の減額でございます。標準地鑑定業務委託につきましては7万1,000円の入札残を減額いたします。それから、電算関係借上料につきましては、13万9,000円の執行残でございます。

続きまして、歳入予算につきまして御説明いたしますので、8ページ、9ページをごらんください。8ページ、9ページです。

1款1項1目 個人市民税です。7,962万4,000円の増であります。増の要因といたしましては、経済状況の上振れを反映いたしまして、個人所得の伸びによる増収が見込まれる結果、このような増額をいたしました。

なお、均等割の減額につきましては、特別徴収分の収入につきまして年度区分を改めたため、所得割との間で組み替えを行ったものでございます。

その下の段です。固定資産税につきましては、1億1,684万5,000円の増額をいたします。まず、土地に関しましては、平成27年度は3年に1度の評価替えの年度でございました。豊明市の路線価の上昇が想定以上であったことが原因だと思っております。それから、家屋につきましても、新增築家屋の増を見込んだものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤浩一君） それでは、市民課所管部分について御説明いたします。

歳出から、32ページ、33ページをお開きください。

中段の枠内、2款3項1目2 住民記録電算処理事業は1,104万2,000円の増です。一番右の説明欄、個人番号カード交付事業費交付金1,140万2,000円の増は、国が補正予算でマイナンバーカードの発行を遅滞なく万全に実施するため、追加発行等に係る費用を増額したことに対応して措置するものでございます。

続きまして、歳入、12ページ、13ページをお開きください。

枠内の一番上、13款2項1目3節 戸籍住民基本台帳費補助金の1,140万2,000円の増は、一番右の説明欄、個人番号カード交付事業費補助金の1,140万2,000円の増で、歳出での説明と同様に、国の補正予算により増額されることに対応するものでございます。

次、7ページでございます。

第2表、繰越明許費中、上から3行目、2款3項 住民記録電算処理事業の繰越明許費1,951万7,000円は、個人番号カードの発行等を担っております地方公共団体情報システム機構に支払いする交付金ですが、事業のおくれが想定され、機構からの請求がおくれる等の可能性がありますので、繰り越しをするものでございます。

繰越額の算定につきましては、個人番号カード交付事業に当初予算で計上しました額に、今回の補正で増額になった額を加えた額から、既に今年度支払っている額を引いた額を繰越計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をされる方は、ページ数をお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

清水委員。

○清水義昭委員 29ページの真ん中あたりの土地購入費の347万1,000円の減なんですけど、これ、説明を聞いていて売却価格の確定というふうに聞こえたんですけど、ちょっと、ごめんなさい、説明をお願いします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） ここにございますのは、土地取得特別会計で所有しております土地を一度一般会計に戻して、一般会計が売却をして、もう一回土地取得特別会計へ戻すという行為が必要になります。そのため、後ほど説明しますが、売却価格が確定したために、これも確定した金額に更正をしておると、そういうような関係でございます。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 29ページ、今の下段の地域創生関係委託料ですが、増減が書いてないと、これ、以前、どこで説明を聞いたか忘れましたが、大学と連携して質の向上の解消、これは保育士と名商大との小規模な企業者に対する研修と聞いたんですけども、研修

のほうの人数というのは、まだ確定はしておりませんか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

鈴木地方創生推進室長。

○とよあけ創生推進室長（鈴木 正君） まず、こちらの事業につきましては、加速化交付金による前倒しの事業になります。今回新たに予算計上させていただいたものになっております。

研修につきましては、今、名古屋短期大学と名古屋商科大学との連携を図りまして、講義等の開催をする予定をしております。それぞれ、今現在予定では30名ずつの受講者を将来的には募って研修等を実施していく予定をしております。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 31ページをお願いします。

真ん中あたりの電算管理事業の社会保障・税番号制度システム改修委託料1,655万1,000円の減ということですが、先ほどマイナンバーを利用しないために減になったということですが、かなり金額が大きいですが、マイナンバーを使用しないことになったというのは、先ほど税務課のほうから減免等についてマイナンバーを使用しないという例がありましたけれども、ほかにはどんなものがあるのでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串課長。

○企画政策課長（小串真美君） 今回1,600万余りの減になったのは、先ほど申し上げました母子・父子家庭医療、それから障がい者医療で、いずれも番号法の別表のほうに載っていない、もし利用するのであれば、12月で4事業お願いいたしました独自利用の条例が必要になる、そういう該当する業務になります。

当初、勢いと言ったらおかしいんですけど、いろんな業務にマイナンバーを使っていくと、国からのそういう後押しもあって、今、いろんな団体が独自利用条例を上げておりますが、その数はさまざまです。

例えば母子・父子家庭医療システムのほうでマイナンバーを利用する団体、例えば愛知県内ですと62%ぐらいが使うということで、各団体の判断によってそこら辺が今違う状態になっていると。本市においては、マイナンバーは使わなくても十分業務ができるという判断に至ったということでもあります。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 29ページの一番下の市民提案型まちづくり事業の46万6,000円の減ですが、先ほど、一般とかビギナー、ヤングで12件ということでしたけれども、その応募状況、応募をして厳選をした結果46万6,000円残ったのか、それとも応募が少なくてこういうことになったのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

近藤市民協働課長。

○市民協働課長（近藤恒明君） まず、一般のコース7事業の採択は、合計額81万円ということで、これにつきましてはこれ以上の応募がありまして、厳選という部分で採択とさせていただきます。

それから、ビギナーにつきましては3団体で12万9,000円。こちらは限度額を5万円にいたしましたので、5万円の団体が2件と2万9,000円の団体が1件ということで合計12万9,000円。こちらは書面審査のみということで、できるだけ門戸を広くハードルを低くという考えでおりますので、3団体の応募で3団体採択ということになっております。

それから、ヤングコースにつきましては2団体、助成金額が9万5,000円。こちらにつきましても2団体の応募で2団体採択という状況でございます。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 21ページの歳入の土地建物売払代金ですが、これ、さっきの土地取得と関係があるのかちょっとわかりませんが、417万2,000円減になったということは、売払代金が見込んだより少なかった、つまり予定額では売れなかったという、そういうことなのでしょう。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 額的にはお見込みのとおりでございます。ただ、この中には、私ども、これ以外にも、土木課や何か、旧青線・赤線を用途廃止して売ったりということで、必ずしも特別会計の減額額と違うんですが、大きく減額しているのは今言った土地取得特別会計の額が大きな要因でございます。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 10ページの地方交付税、一番上の地方交付税の関係でちょっと確認をしておきたいのでお聞きしますが、最終的に一般と特別が幾らと幾らになったかということ、まずそれを。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○財政課長（伊藤正弘君） これは、今回は特別交付税の減額補正を計上させていただいておりまして、補正後の特別交付税といたしましては、現在3億535万5,000円、これが今現在の12月交付までの特別交付税額でございます。

特別交付税につきましては3月交付がございますので、あと1億強の交付を見込んでおります。特別交付税についてはそういうことでございます。

普通交付税額のほうの現状でございますが、少しお待ちください。普通交付税額のほうは確定しておりまして、実は当初予算との差額を12月補正予算で増額でお認めいただいておりますが、その後、経済の上振れ分といいましょうか、そういうもので追加の交付がなされました。これについては、予算に間に合わないタイミングで国が急遽出してきましたので、それを合わせて御報告をさせていただきますと、9億1,880万1,000円ということでございます。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 その関連で、そうしますと普通交付税のほうは減少傾向で、当初予算でも7億ぐらいでということでしたけれども、実際には9億ぐらい普通交付税が入ってくるということの確認と、それから、特別交付税、総額で約4億ということですが、病院への補助の財源となる特別交付税と、それから、一般の特別交付税と、市のほうに入ってくる一般の、両方とも市に入ってきますけど、一般の特別交付税との金額は、内訳はどのようなになっておるのでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁できますか。

伊藤課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 前段のお話は当初予算のトレンドのようなお話かもしれませんが、基本的には御説明をさせていただいたとおりで確保できるという見込みで積算させていただいております。

今の特別交付税の内数のことになろうかと思いますが、12月の特別交付税の交付を受け

まして、通常の収支分といいましようか、例年12月交付で、豊明市として国にこういう事業をやっているというふうに申し出て、そこに当たってくる交付税部分といいましようか、その部分は3,216万7,000円でございます。

あと、病院のほうに4款のほうで補助金として支出する分の一般財源相当額です。こちらが2億7,318万8,000円でございます。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 先ほど、特別は3億がほぼ確定していて、あと1億ぐらい入ってくるということでトータルで4億というふうにお聞きしたんですが、今の2億7,000万と3,200万だと3億にしかないなので、ちょっと金額が合わないんですけど。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 今の後藤委員の御質問につきましては、3月交付がこの先にございまして、まだ確定しておりませんが、そこで1億ぐらいの見込みを持っておりますので、それと合わせてということで御理解いただければと思います。

なお、3月交付というのにつきましては、各地で災害とか、豪雨災害であるとか、そういういろんなことがございまして、そういうところに年間通じて当たっていきますので、重点配分がなされますので、その残りをそれぞれの団体で要求している係数に合わせて国が国の裁量で今度は完全に配分してまいりますので、そこで来ます。ですので、そのあと今1億ぐらいはというのは私どものもくろみでございまして、あとは決算での御報告になるかと思えます。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 そうすると、不確定な要因があるわけですが、一般のほうは今確定しているのは3,200万。それで、見込みで1億ぐらいではないかということですが、例年だと1億七、八千万から多いときは1億9,000万ぐらい市のほうに入ってくる特別交付税があるわけですが、今年度は減少する見込みだということでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 一応、今のところはじいておるのはそれぐらいということでございまして、当初予算で通常収支部分というのが1億5,000万で予定をさせていただいておりますものですから、大体その内数ぐらいのところで見込んでいるというところ

るになります。ちょっとこの先の話も不確定な部分も合わせてということではありますが、そういうことになります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 ちょっとすぐに数字は出せないかとは思いますが、傾向だけでも教えていただきたいと思います。

9ページの市税の固定資産税のところですが、この27年度、評価替えがあったということ、評価替えの初年度ということですね。それで、土地のほうはふえてきたということですが、家屋がだんだん古くなってきて、減価償却で減っていく部分はかなりあると思うんですが、おおよそそれでどのくらい下がって、新しく新增分でどのくらいふえているというようなことは、もし大まかでもわかれば。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

松林課長。

○税務課長（松林 淳君） 個別の計算はお答えしかねますが、全体の傾向でお話ししておきますけれども、今回、増要因は、どちらかという土地もかなり影響しておりますけれども、まず家屋から御説明するんですけれども、評価替え、御案内のとおり評価替えということで、経年減点の補正がかかるので、普通ですと消耗等で価値が下がるということで減少率を常時算出するんですけれども、実際に課税事務をやってみて結果が出たところ、予想より減少が少なかったと、これはざっくりの話なんですけれども。それから新增築も、毎度申し上げておるとおり、300棟ぐらいではないかと思込んでおったんですけれども、実際のところ、これは実績です、約340棟新築があったということで、要は減少幅が少なかったという見込みです。

それから、土地のほうも、建物のほうのお問い合わせでしたけれども土地のほうはかなり実は上昇しております、豊明の評価替え前との基準路線価につきましては2から3%の上昇をしております。今までは下落修正というようなことの続いておった中で、想定より伸び率が大きかったと。県下でも住宅地の価格でいいますと、平均で、上昇率ですけれども、第2番目ぐらいに高い上昇率、ほかもう上がってしまっておるというのがありますが、先般も申し上げたとおり、刈谷市とか緑区が高くなっておりますので、豊明が穴場ということで非常に、今、ちょっと注目を浴びているんじゃないかというふうに見込んでおります。その結果、固定資産税も増要因になったと。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 もうちょっと済みません。

21ページの真ん中の一般寄附金、競馬場周辺整備の寄附金ですが、先ほどたしか2,360万1,000円というような数字を言われたような気がします。近年これは2億を切るぐらい下がってきておったはずですけども、何かふえた要因があるのかということですが。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 今、後藤委員の御質問の中の御指摘だと2,300とおっしゃいましたので、2億3,601万円というふうに恐らく申し上げたとは思いますが、それが、合計の27年度の中央競馬会さんからの環境整備事業費ということでございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 たしか、近年、1億8,000万ぐらいまで下がってきていましたよね。なので、2億3,000万とすると5,000万ぐらい多いわけですが、それは該当事業が多かったということだと思うんですけど、どういう要因でそうなったのか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 競馬場を立地している団体で、それぞれ売り上げの数%の枠内の中で動く話でございまして、中央競馬会さんがどれだけの枠を設定するかということがまずもって大きいものですから、売り上げが全体として鈍化すると少し圧縮されてしまっていますが、豊明市のほうで、今おっしゃる御指摘の話からしますと、事業費を、たくさん要求を出して、獲得活動を積極的にやっているということでございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございせんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第46号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号のうち本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決まら

た。

続いて、議案第49号 平成27年度豊明市土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案につきましては、既に本会議において相羽総務防災課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

清水委員。

○清水義昭委員 多分5ページだと思うんですけど、上だと思うんですけど、これが、さっきの一般会計のほうからの減というのはここに当たるという理解でよかったですかね。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） そのとおりでございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 その関係でお尋ねしたいんですが、土地取得で以前に買った土地を売却してということで、多分売却損が出ておるんじゃないかなと思うんですけど、高いときに買って、今、地価が下がっていますので、そのあたりはどんなぐあい把握してみえるでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 今年だけで申し上げますと、今年の内ゆる売却した損益としては、約1,400万ほど減額をして欠損金として上げて処理をしております。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第49号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第49号についても、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(ふじえ真理子議員) ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出させていただきます。

御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午後1時53分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

総務委員会

委員長